

戸畠区役所屋内モニター広告事業者募集要項

北九州市戸畠区役所で行う屋内モニター広告事業の事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集物件

別紙「屋内モニター広告掲出仕様書」のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 本市の物品等有資格者名簿の登録者であること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 広告掲出の取扱いについて、2年以上の実績を有している者であること。
- (4) 北九州市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと、または暴力団関係者として、入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 本市が実施した広告事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※ 上記要件の該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。その場合、照会のために必要な情報を改めて提出していただく場合があります。

3 広告の掲出条件等

(1) 事業者の施設使用形態

予定事業者は、市と「広告掲出に関する契約書」を締結します。契約書を締結した予定事業者は、設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び北九州市財産条例等関係法令の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

(2) 使用許可の期間

使用許可の期間は許可の日から当該年度末（3月31日）までとします。ただし、当初許可年度を含めて5年を越えない範囲で更新することができます。

(3) 広告掲出料

- ① 広告掲出料は、目的外使用料（定額：月額320円／表示面積1m²）に広告料（提案金額）を加えたものをご提案ください。

■広告掲出料（応募価格）＝目的外使用料（定額）＋広告料（提案金額）

なお、応募価格は、月額広告掲出料とします。

- ② 応募価格には、消費税相当分及び地方消費税相当分を含むものとします。
- ③ 広告掲出料は、使用許可の全期間分を市が別途指定する納入期限までに納入してください。
- ④ その他、事業実施に費用が発生する場合は、別途徴収します。

(4) 広告掲出等に係る経費等

テレビモニター本体及びテレビモニター設置に係る電源工事等は、市と協議の上行い、その経費は事業者の負担とします。

また、広告掲出に係る電気代は、事業者の負担とします。

(5) 掲出条件等

- ① 「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」を遵守してください。
- ② 広告掲出枠内に広告の表示及び「広告主と北九州市とは直接関係ありません」との文言を明記してください。
- ③ 掲出内容については、所管課と十分協議を行い、掲出2週間前には見本を提出してください。
- ④ 第三者に使用財産又は使用上の権利を譲渡又は転貸することはできません。
- ⑤ 広告掲載に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を事業者が負うものとします。
- ⑥ 広告掲出における全ての行為については、市と協議してください。

(6) 維持管理責任

- ① 広告の切り替え、撤去などの維持管理については、市側と協議して、事業者の負担で行ってください。
- ② 広告媒体等を掲出するに当たっては、施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等の際の転倒・落下に対する防止策を十分に行ってください。
- ③ 事業者は掲出された広告に関する一切の責任を負うものとし、適切に設置・管理してください。
- ④ 第三者に損害を与えた場合、または、庁舎等の利用者等によって掲出された広告媒体等が毀損された場合、事業者の責任及び負担において解決してください。

(7) 協議

その他定めのない事項については、市と事業者が協議して決定します。

4 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和5年3月1日(水)～令和5年3月15日(水)
午前8時30分～正午、午後1時から午後5時15分
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

【戸畠区役所】

北九州市戸畠区千防一丁目1番1号
戸畠区役所総務企画課庶務係（担当：手嶋、田澤）

(3) 申込みに必要な書類

- ① 申込書（所定様式）
- ② 北九州市税に係る納税証明（市税に滞納がないことの証明）

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。
(郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

5 質疑書の提出及び回答

(1) 提出期間

令和5年3月1日(水)～令和5年3月10日(金)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 提出場所

上記申込み場所と同じ

(3) 提出方法

質疑書（本市所定様式）を上記受付期間内に提出してください。

（メール、FAXによっても受け付けます。）

E-mail : tobata-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

FAX : 093-871-4807

(4) 質疑書への回答日

令和5年3月14日（火）

(5) 回答方法

メールまたはFAXにて回答します。

6 値格等提案書の審査

(1) 応募の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 本市が設定する最低広告掲出料（非公開）を下回る価格によるもの。
- ② 応募資格がない者が提案したもの。

- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した様式を用いないで提案したもの。
- ⑥ 応募資格者が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 提案価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑧ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑨ 審査に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- ⑩ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(2) 予定事業者の決定

本市が設定する最低広告掲出料以上で最高価格をもって有効な価格等提案を行った者を予定事業者とします。最高となるべき同価の価格等提案書の提出をした者が2人以上あった場合は、くじにより予定事業者を決定します。

なお、予定事業者には、使用許可手続の説明を行います。その後、使用許可が下りて事業者となります。

(3) 応募者のみなし無効

予定事業者決定までに、応募者が暴力団等関係者との関わりによって入札等除外措置を受けた時は、応募資格を有しない者のした申込みとみなし、無効とします。

(4) 審査結果の公表

結果は応募者全員に通知します。

7 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、広告掲出に関する契約書締結後に行います。市の指定する期日までに行政財産目的外使用許可申請書を提出してください。

なお、使用許可は申込書に記載された名義で行います。

8 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 予定事業者が、本市の物品等供給契約関係規程により応募者の資格を失った場合。
- (3) その他予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担となります。

価格等提案書及び質疑内容等については、情報公開条例に基づき公開される

場合があります。

●募集に関する問い合わせ先

戸畠区役所総務企画課庶務係（担当：手嶋、田澤）

所在地：北九州市戸畠区千防一丁目1番1号

電話：（093）871-3600 FAX：（093）871-4807

■広告事業全般に関する問い合わせ先

北九州市総務局行政経営課（担当：柳井、生野）

所在地：北九州市小倉北区城内1番1号

電話：（093）582-2160 FAX：（093）562-1307